

## II. 法学部

### 履修について（法律専攻・法律専門職専攻・政治専攻共通）

#### 【卒業に必要な最低単位数】

いずれの専攻においても、本学に4年（8学期）以上在学し、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、法学部法律学科にあっては、学士（法学）の学位が授与される。ただし、1～4年の各年次に1学期以上在学することが必要である。卒業に要する単位数は下表のとおりである。

科目区分	法律専攻・法律専門職専攻・政治専攻
共通教育科目	36 単位以上
専門教育科目	64 単位以上
合計	124 単位以上

※ 共通教育科目、専門教育科目から上の表のとおり単位を修得し、合計124単位以上修得すること。

なお、本学に3年（6学期）以上在学し、3年次終了時における卒業を願い出た者については、卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、3年次終了時において不合格科目を含む累積GPAが3.50以上である場合には、卒業と認定し、法学部法律学科にあっては、学士（法学）の学位が授与される。

#### 【進級条件】

進級の時期は各年度の始めとする。進級するには、いずれの専攻においても、各年次において1学期以上在学することが必要である。また、2年次から3年次への進級には、次の条件を満たしていなければならない。

2年次終了までに3学期以上在学し、卒業に必要な単位で34単位以上を修得すること。

#### 【専攻の変更】

専攻ごとに欠員がある場合に限り、所定の手続・選考を経たうえで、専攻の変更を許可することがある。専攻を変更するための資格、出願受付期間、出願手続、選考日程等については、別途公表される要項を参照すること。

#### 【年次別履修単位制限（CAP制）】

年次ごとに登録できる単位数が制限されているので、年次別の枠を超えて履修することはできない。（P4参照）

#### 【検定・資格試験による単位認定】

下記の検定試験または資格試験に合格した者は、3年次または4年次の履修登録期間内に申請を行うことによって、次のとおり単位認定を受けることができる。（P8参照）

検定・資格	認定科目名	単位数	評価
行政書士試験	法律学特殊講義（行政書士）	2	N（認定）
3級知的財産管理技能検定	法律学特殊講義（3級知的財産管理技能検定）	2	N（認定）
2級知的財産管理技能検定	法律学特殊講義（2級知的財産管理技能検定）	2	N（認定）
ビジネス実務法務検定試験3級	法律学特殊講義（3級ビジネス実務法務検定）	2	N（認定）
ビジネス実務法務検定試験2級	法律学特殊講義（2級ビジネス実務法務検定）	2	N（認定）
宅地建物取引士資格試験	法律学特殊講義（宅地建物取引士資格）	2	N（認定）
国会議員政策担当秘書資格試験	政治学特殊講義（国会議員政策担当秘書資格）	2	N（認定）
法学検定試験ベーシック（基礎）コース合格	法律学特殊講義（法学検定基礎）	2	N（認定）
法学検定試験スタンダード（中級）コース合格	法律学特殊講義（法学検定中級）	2	N（認定）
法学検定試験アドバンスト（上級）コース合格	法律学特殊講義（法学検定上級）	2	N（認定）

※1 上記の科目は、年次別履修単位制限のうちに含まれない。

※2 検定・資格試験による単位認定の上限は10単位とする。

※3 履修登録期間外の申請は受け付けない。